

承認第1号

専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、「愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の改正に伴い、条例の改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したので、報告し承認を求める必要があるからである。

専決第7号

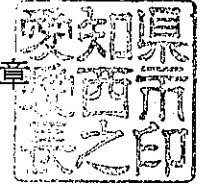


専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分
する。

令和2年3月31日

愛西市長 日 永 貴 章



愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第7項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。